

(答申前文 素案)

福岡市住宅審議会では、平成 30 年 1 月に「住宅確保要配慮者に対する住宅施策のあり方について」諮問を受け、専門的な見地や市民としての視点をもとに、約 15 ヶ月間にわたり活発に審議を重ねてきました。

これまでも当審議会では、平成 12 年 8 月に第 1 期福岡市住宅審議会「公営住宅のあり方、高齢者への対応のあり方」や、平成 19 年 11 月に第 4 期同審議会「住宅セーフティネットの再構築について」において、住宅市場全体による住宅セーフティネットの構築とともに、その中核となる公営住宅の適正な対応等について答申を行ってきました。

福岡市においても、これらの答申を踏まえ、これまでに、居住支援協議会の設立や公営住宅の入居者選考制度におけるポイント方式の導入などに取り組んできました。

このような中、国においては、近年の少子高齢化の進展や、住宅確保要配慮者が今後も増加する見込みであること、一方で、民間賃貸住宅の空き家は増加傾向にあること等を背景に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が平成 29 年 10 月に改正され、民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

こうした状況のもと、本審議会においては、本市の住宅確保要配慮者への適切な対応を図る観点から鋭意審議を重ねた結果、今後の住宅セーフティネット政策の方向性についてとりまとめ、別添の福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(案)をもって答申といたします。

今後、本計画の推進にあたっては、本答申の趣旨を最大限に尊重され、各主体との共働のもと、積極的な施策展開が図られることを期待するとともに、下記の事項について特段の留意を払い取り組まれることを要望します。

記

1. セーフティネット住宅の供給促進に向けた取り組み

住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの強化を図るなかで、更に民間賃貸住宅の活用を進めるためには、住宅確保要配慮を受け入れるセーフティネット住宅の確保は重要です。

そのため、今後速やかに、当審議会で審議したセーフティネット住宅の面積基準の緩和に取り組むとともに、関係団体との連携や周知など様々な手段を講じて、セーフティネット住宅の確保を図られるよう求めます。

2. 家賃低廉化補助など経済的支援に対する取り組み

住宅確保要配慮者に対する住宅施策として、当審議会では、民間賃貸住宅を活用し、住宅困窮度が高い世帯に対して、適切な居住環境が確保できるよう住み替えを誘導する家賃低廉化補助などの支援についても検討・審議を進めてきました。

今後の制度創設に向けた検討にあたっては、住宅に困窮する世帯のさまざまな事情に応じて、柔軟かつ適切に対応できるよう図るとともに、特に、次の事項については、慎重に検討されることを求めます。

- ・家賃低廉化補助の補助期間終了時の対応
- ・緊急を要する世帯の要件設定
- ・募集や選定方法

また、支援の実施にあっては適正な運用を図るとともに、社会情勢や事業の利用状況等を踏まえながら、支援の見直し検討を行い、より良い制度となるよう努めることを求めます。

3. 居住支援に対する更なる取り組み

住宅確保要配慮者については、賃貸住宅市場全体で取り組む必要があり、今後さらに民間賃貸住宅の活用を図るためには、民間賃貸住宅のオーナーが、住宅確保要配慮者へ貸しやすい環境とする必要があります。そのため、入居者の孤立死等による心理的瑕疵など貸す側のリスク低減を図れるよう検討や支援に取り組まれることを求めます。

また、住宅確保要配慮者に対しては、円滑な入居支援はもちろんのこと、入居後も安心して住み続けられるよう、見守りなどの生活支援を充実させることも重要となっています。そのため、民間賃貸住宅への円滑な入居支援策の推進に取り組んでいる福岡市居住支援協議会の活動などを通し、多様な主体と連携しながら、今後さらに、円滑な入居支援とともに、入居後の支援についても研究・検討を重ね、取り組まれることを要望します。

4. 住宅セーフティネット機能強化への更なる取り組み

今後も、住宅確保要配慮者は、増加、多様化していくことが見込まれることから、それぞれの状況に応じて適切な住宅を確保できるよう、住宅確保要配慮者の動向等を把握するとともに、将来を見据え、更に必要な施策の検討を進め取り組まれることを要望します。

1 背景

平成29年10月に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）において、住宅確保要配慮者の現状や住宅ストックの状況などを踏まえ、民間の既存住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度が創設されたことを受けて、福岡市においても、住宅確保要配慮者の住まいに関し、必要な目標や施策等を定め、総合的かつ効果的に施策を展開するための計画として「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の策定を進めている。

今回、審議会においてその案をとりまとめたため、「福岡市情報公開条例」及び「福岡市パブリック・コメント手続要綱」に基づき、市民意見募集を実施するもの。

2 市民意見募集（パブリック・コメント）の詳細

1. 意見募集の対象

福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の策定（案）

2. 意見募集期間（予定）

平成30年11月 日（曜日）～12月 日（曜日）※必着

3. 閲覧・配布場所等

- ・各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所
- ・情報プラザ（福岡市役所1階）、情報公開室（福岡市役所2階）
- ・住宅計画課（福岡市役所3階）
- ・福岡市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）

4. 配布資料

- ・「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」（概要版）
- ・「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」
- ・参考様式：「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する意見提出用紙

5. 意見の提出方法

意見提出用紙に必要事項（氏名、住所など）を記入の上、下記のとおり提出。

6. 意見の提出先

- 【1】 郵送 : 〒810-8620（住所不要） 福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課
- 【2】 ファクシミリ : 092-733-5589
- 【3】 電子メール : j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
- 【4】 持参 : 上記閲覧・配布場所へ提出

7. 問い合わせ先

福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課
 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1（福岡市役所3階）
 TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589

（参考）検討経緯及び今後のスケジュール

